

入札告示

札幌市告示第 492 号

下記のとおり、一般競争入札を行うので、札幌市契約規則（平成4年規則第9号）第4条の規定に基づいて告示します。

令和6年2月5日

札幌市長 秋元 克広

記

1 契約担当部局

〒060-0051 札幌市中央区南1条東1丁目 大通バスセンタービル1号館3階
札幌市子ども未来局子育て支援部子育て支援課手当給付係 担当：武田
電話 011-211-3944

2 入札に付する事項

(1) 役務の名称

子育て支援課・障がい福祉課所管文書集配業務

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 履行期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日

(4) 履行場所

入札説明書による。

(5) 入札方法

単価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 令和4～令和7年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が大分類「役務（一般サービス業）」、中分類「運輸・通信業」、小分類「道路貨物運送業」に登録されている者であること。

(3) 民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第7項第2号に定める特定信書便役務の許可を取得している者で、札幌市との間で定めた巡回ルート及び巡回スケジュールに基づき、各巡回先を巡回して引き受けることができる者であること。

(4) 業務に使用可能な軽貨物自動車、小型貨物自動車等を3台以上確保できる者であること。また、事故・故障等の緊急時に迅速に代替車を手配し、業務を滞りなく行える者であること。

(5) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による

再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

- (6) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (7) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (8) 札幌市内に本店又は支店等を有していること。

4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書を交付する場所及び問い合わせ場所
上記1に同じ。
- (2) 入札書の受領期限
令和6年2月21日（水）13時00分（送付の場合は必着のこと。）
- (3) 開札の日時及び場所
令和6年2月21日（水）13時30分
札幌市中央区南1条東1丁目 大通バスセンタービル1号館7階
子ども未来局大会議室
- (4) 入札説明書の交付方法
上記1の場所にて交付するほか、下記URLのホームページからダウンロードできる。
https://www.city.sapporo.jp/kodomo/kosodate/hitorioya/jifute_nyusatu.html
- (5) 入札書の提出方法
別紙1の様式にて作成し、持参又は送付により提出すること。

5 入札手続等

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 要
契約を締結しようとする者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して5日後（5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに、納付し、又は提供しなければならない。
なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。
ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。
- (3) 入札の無効
本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関わる条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第11条各号及び札幌市競争入札参加者心得第8項各号の一に該当する入札は無効とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) 落札者の決定方法
札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (6) 詳細は入札説明書による。